令和７年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：　西予市、西予市議会議長、西予市教育委員会、西予市選挙管理委員会、西予市代表監査委員、西予市農業委員会、西予市消防本部消防長

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	８５．７　％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	１２４．６　％
全職員	６７．５　％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	９７．２　％
本庁課長相当職	９３．７　％
本庁課長補佐相当職	９９．９　％
本庁係長相当職	９６．０　％

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	７６．１　％
３１～３５年	９２．３　％
２６～３０年	８７．３　％
２１～２５年	８６．０　％
１６～２０年	８１．１　％
１１～１５年	７５．９　％
６～１０年	８３．８　％
１～５年	９４．１　％

【説明欄】

○任期の定めのない常勤職員以外の職員については、男性職員に比べ、女性職員はフルタイム勤務が多いことが差異の要因の一つとなっている。

○扶養手当及び住居手当については、主たる生計維持者である男性職員に支給している場合が多いことが差異の要因の一つとなっている。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。